

答申第 605 号

平成 27 年 7 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 3 月 26 日付けで諮問された特定日に行われた会合の報告書等一部非公開の件（諮問第 675 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、農地法第5条許可申請書処理簿のうち異議申立てに係る特定施設に関する部分について、請求対象文書として特定し、個人情報に当たる部分を除き、これを公開すべきである。
- (2) 実施機関が、前記(1)以外の行政文書を一部公開又は不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年3月3日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定日に行われた会合（以下「本件会合」という。）の議事内容と議事録等の文書並びに特定施設（以下「本件施設」という。）の地番及び許可に係る番号ごとの詳細が記述されている文書（以下「本件説明文書」と総称する。）並びに本件施設の農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）上の取扱いに関する文書（以下「本件取扱文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件説明文書としては、本件会合に関する報告書及び議事録（以下「本件報告書等」という。）を、本件取扱文書としては、本件施設の農振法上の取扱いについて説明するため、平成26年2月25日付けで異議申立人に交付した書面（以下「本件交付書面」という。）を、それぞれ特定した。その上で、平成26年3月13日付けで、本件報告書等及び本件交付書面のうち個人の氏名、住所、電話番号及び所属について個人に関する情報であり、特定の個人が識別される部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年3月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 非公開とされた部分の公開を求める。非公開部分が、私の名前であれば、公開すべきである。
- (2) 実施機関職員より、メモ（以下「本件メモ」という。）を基に本件報告書等を作成したと聞いた。本件メモの公開を求める。
- (3) 本件報告書等を作成・提出する前提として作成された起案書があれば公開していただきたい。
- (4) 行政文書公開請求書に記載した内容について、他にも関連のある行政文書があれば公開していただきたい。
- (5) 公開された行政文書は、不実記載があるなど、全過程において正常な処理がなされたと考えにくい。

4 実施機関（環境農政局農政部農政課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）並びに本件交付書面のうち個人の住所、氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第5条第1号の規定により非公開とした。
条例の非公開情報は、請求者が誰であることを考慮せずに、公開か否かの判断をするものであることから、請求者が自己の情報について公開請求した場合であっても、条例第5条第1号の規定に該当する個人情報であれば非公開とされる。
- (2) 本件報告書等は、担当職員が、本件会合当日に取った本件メモを見て作成し、回議欄にあるとおり、農政課長宛に報告したものである。本件メモは本件報告書等の作成後、不必要となったので廃棄した。本件請求時には、既に存在していなかった。
- (3) 異議申立人は、起案書の公開を求めているが、そのような文書は存在しない。
- (4) 本件説明文書に該当する行政文書としては、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書類が存在していたと考えられるが、5年の保存期限が過ぎたので廃棄した。許可した旨を記載した農地法第5条許可申請書処理簿（以

下「本件台帳」という。)は存在するが、本件台帳について平成 25 年度に異議申立人から情報公開請求を受け、一部公開(条例第 5 条第 1 号の規定に該当する個人情報情報を非公開)していることから、今回そこまで公開しなくてもよいと考えた。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件説明文書について

実施機関によれば、本件説明文書としては、農政課長宛の本件報告書等及び本件台帳のみが存在し、これ以外の行政文書は存在しない。これに対し、異議申立人は、本件説明文書の前提となる起案書及び本件メモが存在するのではないかと指摘する。また、他に関連する行政文書が存在するのであれば、公開すべきであると主張する。以下、個別に検討する。

ア 起案書について

本件報告書等は、農政課長に本件会合の概要を報告するために担当職員が作成した文書に、議事録(会合参加者の発言概要を示したもの)を添付したものである。通例、この種の報告文書は、起案することなく担当職員が作成・提出すれば足りる。

それゆえ、本件会合の内容を農政課長に報告するための文書としては、本件報告書等のみが存在し、これ以外に関連のある行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

イ 本件メモについて

本件メモは、本件会合に出席した担当職員が、本件報告書等を作成するための手控えとして当日に取ったものである。通例、この種のメモは、報告文書の作成のために専ら利用され、メモそのものが、実施機関内において共用・回覧されることはない。本件においても、担当職員が、農

政課長宛に報告書等を提出したことで目的を達成して不要になったため、廃棄した。本件請求時において、本件メモが不存在であったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

ウ 本件台帳について

実施機関によれば、本件施設が建設された土地を農地から転用した際に提出された農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書類が存在していたが、5年の保存期間が過ぎたので廃棄された。本件許可は平成16年度に行われており、本件請求時において、この書類が存在していなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

しかし、本件台帳の存在を認識しながら、これを非公開としたことは容認することができない。本件台帳には、本件土地の所在地、許可番号等が記載されており、本件説明文書に該当することは明らかである。また、本件台帳は、個人情報に当たる部分を除き、既に異議申立人に公開されたことがあり、これを公開することに、なんらの支障も存在しない。

エ 個人の氏名（肩書きを含む）は、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。それゆえ、本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）を非公開としたことは妥当である。

(3) 本件取扱文書について

ア 本件取扱文書（本件施設の農振法上の取扱いに関する文書）としては、公開した本件交付書面のみが存在し、これ以外に関連する行政文書が存在するとは認められない。

このことは、農振法に関する実務上の取扱いについて説明した書籍（一般に市販されているもの）を本件請求の対象文書として特定し、公開していること、及び、本件施設に係る法令解釈についてあえて国に問い合わせをし、確認していることから裏付けられる。

イ 本件交付書面のうち非公開とした部分は、個人の住所、氏名及び電話番号であって、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のい

ずれにも該当しないと判断する。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、次のように判断する。

ア 実施機関は、個人情報に当たる部分を除き、本件台帳を公開すべきである。

イ 本件報告書等、本件交付書面及び本件台帳を除くほか、本件請求の対象となるべき行政文書は不存在であり、これを非公開としたことは妥当である。

ウ 本件報告書等及び本件交付書面のうち個人情報に当たる情報を非公開としたことは妥当である。

(5) その他

前記3(5)の異議申立人の主張について、当審査会は、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 3 月 26 日	○ 諮問
4 月 4 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 17 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 23 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 27 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成 27 年 2 月 26 日 (第 146 回部会)	○ 審議
4 月 10 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書追加を受理 ○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
4 月 23 日 (第 147 回部会)	○ 審議
5 月 28 日 (第 148 回部会)	○ 審議
6 月 25 日 (第 149 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 （部 会 長 を 兼 ね る）

（平成 27 年 7 月 29 日現在）（五十音順）